

△△ 議 議 の 経 過

委員長（川村重光君）

それでは、ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開会いたします。

開議（午前十時二分）

委員長（川村重光君）

六戸町議会委員会条例第十八条の規定により、出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付しております出席者名簿のとおりであります。

審議に入る前に、委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔をお願いいたします。

また、答弁も簡潔をお願いいたします。

なお、発言される方はマイクのスイッチを入れてから発言されるようお願いいたします。

これより、各特別会計予算の審議に入ります。

最初に、議案第十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

それでは、議案第十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。
議案の五十九ページをお開きください。

まず、第一条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十二億九千八百万円と定めるものであり、これは前年度比六千百万円、率で四・五%の減であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算によるものであります。
第二条は、一時借入金の高額を一億五千万円と定めるものであります。

続いて、第三条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。
まず、歳入の主なものについて、事項別明細書に基づきご説明をいたします。

こちら事項別明細書になります。こちらの三ページのほうをお開きください。
まず、一款国民健康保険税、一項国民健康保険税に一般退職被保険者分として三億四千二百十万二千円を計上。

これは、前年度比六千九百七十万円、二五・六%の増であります。

続いて、四ページ。

国庫支出金、一項国庫負担金に療養給付費等負担金として、項の計で二億九千二百八万九千円。

同じく二項国庫補助金に普通調整交付金等として、項の計で七千四百八十二万二千円を計上。

続いて、五款療養給付費交付金、一項療養給付費交付金に三千三百六十万一千円を計上。

六款前期高齢者交付金、一項前期高齢者交付金に二億五百五十万一千円を計上。

六ページになります。

七款県支出金、二項県補助金に財政調整交付金等として五千八百八十九万五千円を計上。

八款共同事業交付金、一項共同事業交付金に、項の計で一億四千五百万円を計上。

一つ飛びまして、十款ですが、繰入金、一項他会計繰入金に、財政補てん金繰入金等として、合計で一億三千四百三十一万四千円をそれぞれ計上いたしました。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書十一ページをお開きください。

まず、一款総務費、一項総務管理費では、職員給与、連合会負担金で合わせて一千五百十三万六千円を計上。十二ページになります。

二款保健給付費、一項療養諸費では、一般退職被保険者療養給付費等で、項の計で七億一千九十一万二千円を計上、これは、前年度比三千二百二十四万二千円、四・二%の減であります。

同じく二項高額療養費では、一般退職被保険者等高額療養費等として項の計で六千五百九十六万四千円を計上。これは、前年度比五百三十二万八千円、七・五%の減であります。

続きまして、十五ページをお開きください。

三款後期高齢者支援金等、一項後期高齢者支援金等で、項の計で一億八千七百八十六万五千円、これは前年度比四・〇%の減を計上。

十六ページ。

六款介護納付金、一項介護納付金で九千六百九十四万八千円、前年度比〇・五%増を計上です。

七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金では、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金等として項の計で一億八千二十二万八千円、前年度比三・八%の減を計上です。

八款保健事業費、一項特定健康診査等事業費として一千三百七十六万三千円を計上いたしました。以上で、議案第十八号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、議事進行上、歳入、歳出、給与費明細書に区分して質疑を受けます。最初に、歳入の質疑を受けます。三ページから九ページまでであります。質疑ありませんか。
四番。

四 番 (高坂 茂君)

七ページ、繰入金の十款です。この基金の繰入金は、これはもう基金がなくなったというふうに解釈してよろしいでしょうか。そうした場合、この繰入金の項目は今後どうするのか、それをお聞きしたいと思います、一点目。

委員 長 (川村重光君)

税務課長。

税務課長 (棟方晃祥君)

ただいまのご質問ですが、基金の繰入金の項目についてですが、見込みでございしますが、今年度末でほぼ事業基金についてはなくなると今想定で考えております。その関係で二十四年度につきましては、科目設置の一千円というところでございますが、基金の条例がございしますので、これは当面科目設置は続くものと思っただけであればよろしいと思います。

よろしくお願いします。

委員 長 (川村重光君)

四番。

四 番（高坂 茂君）

ありがとうございます。

委員長（川村重光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を受けます。

十一ページから二十ページまでであります。

質疑ありませんか。

四番。

四 番（高坂 茂君）

十二ページ、一款の総務費になります。納税奨励費とあります。この内容についてご説明いただきたいと思いま

委員長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

ただいまのご質問でございますが、納税奨励費につきましては納税組合、今現在、町内六十二団体ございます。そちらの団体のほうで集金等をしていただいております国民健康保険税の納期内納付の分につきまして、一応三％を奨励費ということで交付しております。その金額でございます。

委員長（川村重光君）

四番。

四 番（高坂 茂君）

これは奨励費ということで、多分国民健康保険だけの奨励費なんですか。これはもう旧来からずっと続いているものなんでしょうか。

委員長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

この納税奨励費につきましては、以前からずっと継続して持っている科目でございます。これは国民健康保険税の分について、こちらのほうに計上しております。一般分につきましては、一般会計のほうで予算化しております。

よろしくお願いします。

委員長（川村重光君）

四番。

四 番（高坂 茂君）

納税の義務というのがありますので、旧来、多分その団体で、例えば支払いが困難な場合は貯蓄しておいて、それから運用するという形だったと思うんです。それからすれば、私も経験がありますけれども、なかなかお金がないから、その貯蓄の中から貸してくれというのは多分今はないと思います、私はそういうふうに思います。そういうこともあつて、かなり金額が、三%といいましても大きいので、四百万円ちよつとですね。ちよつと見直しの時期に来ているんじゃないかと思ひますけれども、そこら辺はいかなるものでしょうか。

委員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

納税奨励金に關しましては、十年ぐらい前になりますでしょうか、果たしてこれは適當であるかというようなお話が各地で、自治体で出てきたことがあります。

ただ、その際、私も検証いたしました。六戸町の事態を考えたときに、やはり皆さんからご意見を聞きましたら、こういう納税貯蓄組合という中で行っていること、実際にそういうお金が出てはいるんですが、前でしたら旅行に行くとかそういうこともあつていたみたいですが、今はそうじゃなくて勉強したり人に伝えるとか、それからプールしてやっているとありますが、組合によってそれぞれでございます。実際はそこから出してあげるところもありますし、今はどちらかというと納税の意識普及、そしてそれを集めて納めるというような流れをやっているところもありますし、組合によってそれぞれなんです、納税意識という啓蒙に關しては大きな成果を上げています。なかなかすべてが勤め人であつたりしますとこういう形はどうなんだろうかと思ひますが、結構お一

人で暮らしている方やお年寄りの方々もいらつしやいまして、まだ六戸町としてはこういうのがあったほうがいいというふうな意見もありましたので、私どもは継続しているということでございます。
おいおいはそのじゃなく、個々それぞれそのナンバー制とか、そういうものが出てきたりしますと、こういう組合とかそういうものはおのずから変わってくるのではないのかなというふうに考えているところでございます。差し当たりは要望等過去の流れからいきまして、皆さんのご意見を取り入れた中で奨励金の納税貯蓄組合を実施しているというようにご理解いただければというふうに思います。

委員 長（川村重光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書についての質疑を受けます。

二十一ページから三十ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第十八号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案とおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。
た。

次に、議案第十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

それでは、議案第十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案の六十五ページをお開きください。

平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算。

第一条では総則を定め、第二条では業務予定量を定め、第三条では収益的収入及び支出の予定額を五億七千五百十六万九千円と定め、第四条では資本的収入及び支出の予定額を五千四百八十九万三千円と定め、第五条では一時借入金の限度額を二億円と定め、第六条では職員給与費、報償費、交際費からの流用については議会の議決を経なければならぬことを定め、第七条では他会計から補助を受ける金額を定め、第八条においては棚卸資産購入限度額を二億五千万円と定めるものとございます。

次に、事項別明細書の十三ページをお開きいただきたいと思っております。

最初に、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

最初に収入です。

第一款病院事業収益は、前年度と比較して二・三％減の五億七千五百十六万九千円を計上。

第一項医業収益に二・二％減の五億五百五十六万五千円を計上。

次に、十四ページでございます。

第二項医療外収益に二・八％減の六千九百六十万四千円を計上。

次に、十五ページ、支出です。

第一款病院事業費用に、前年度比二・三％減の五億七千五百十六万九千円を計上。

一項医業費用に二・四％減の五億六千六百二十四万二千円を計上。

次に、十八ページでございます。

第二項医業外費用に一三・五％減の四百九十一万八千円を計上。

第三項特別損失は科目設定です。
第四項予備費に四百万七千円を計上。

次に、十九ページをお開きいただきたいと思ひます。

資本的収入及び支出です。

収入の一款資本的収入に、前年度比一四二・三%増の五千四百八十九万三千円を計上。

第一項出資金に、三・四%減の二千八百八十九万三千円を計上。

二項補助金に三千三百万円計上。

二十ページをお願いしします。

支出です。

一款資本的支出は、一四二・三%増の五千四百八十九万三千円を計上。

一項建設改良費は、三五七・五%増の三千八百十四万八千円を計上。

二項企業債償還金は、一七%増の一千六百七十四万五千円を計上。

以上で、議案第十九号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

五番。

五番（下田敏美君）

議案の六十五ページですが、年間総患者数を見るとそこそこだなと思うんですが、各科に一日の平均患者数の入院、外来について四人の医者であるから目標をもう少し高くしてほしいな、これを見て、個人病院であればちよつと一人か二人でこのぐらいやっている病院もあると思いますので、その辺ちよつと目標設定を高くしてほしいなと思います。

委員 長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

実は、先生につきましてはつい先日決まりました、今のこの外来の目標人数も、その時間差の関係で今年度の実績等を踏まえて九十と目標を定めさせていただいたんですけれども、今、ドクター四人というのはそのための時間差の関係で、二十四年度はこの目標で進めさせていただきたいと思っています。

委員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

病院ですので、採算上、ご質問のとおりたくさん来ていただければいいなというふうに思っております。特別断ってきたわけではありませんけれども、確かに患者の数もつと六戸病院に来ていただけるようにすることが大切だと思っておりますので、なかなか先ほど言いましたように、三交代で夜勤という部分を含めて無理をできないような部分というのをごさいました。先ほどお話ししたような状況になってきた上はぜひとも皆さん来ていただきたいというふうに思っておりますので、また、痛しかゆしでございまして、患者さんがたくさん、これは六戸病院に

限ったことじゃありませんけれども、患者さんとしてたくさんおいでいただくと、また今度は国保のほうや別のほうでの医療費のほうが今度は膨らんでいくという非常にこうジレンマを中にございます。でも、それだからというんじゃないくて、少なくともある経費にかかわる部分を最小限に抑えるような医療が住民のため行える六戸町立病院であるように私も努めてまいりたいというふうに思いますので、ご指摘の部分は私も望んでいるところでございますので、その旨とらえて、かつまた大きな課題としてとらえながら病院経営に関して努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

委員 長（川村重光君）

十二番、苔米地委員。

十二番（苔米地繁雄君）

事項別明細書の十三ページです。

医業収益のところ、一目の入院収益と二目の外来収益のところ、入院収益は入院しているものですから、これはもう人数は変わらないというのはわかるんですが、外来収益のほうも単純に今ここに出ている数字で患者一人一日当たりの収入が一万二千五百円で、外来患者の年間の見込み数が二万二千四百円、これを掛けてみると二億七千六百七十五万円になるわけです。そうすると、七十四万五千円が不足になるんですね。ここに何か隠れているんじゃないかなという感じが、聞いて予定を立てているもので感じがするわけです。ちなみに二十三年も二十二年も二十一年も計算してみると、どうしてもこの数字だけが合わない。あとの数字はどこを計算しても合うわけですが、ここだけが合わないものですから、その内訳をまず説明してもらえればありがたいです。

委員 長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

十三ページの医業収益、外来収益の部分につきましては、一般医療の外来のほかに、実は病院で扱っている介護保険の収入をここに盛っております。

この計算としましては、一般医療については一日の外来人数九十人、そして外来の診療単価一万二千五百円、そして病院の営業日数が一年間で二百四十六日、その合計が二億七千六百七十五万円となりますけれども、さらにそこに病院で行っている介護保険の事業収入、昨年等の実績を踏まえて病院では月八人、実数八人と見まして、その単価は計算して七千七百六十七円と推計しまして、その一人当たり単価の七千七百六十七円掛ける八人掛ける十二カ月、それが七十四万五千六百三十二円となりますけれども、介護保険というのが実は病院のいろいろ後でできた事業なんですけれども、その分類の入れる部分がなくて、ずっと外来診療に含まれてきております。その辺の説明がちょっと見えなかったことについておわび申し上げたいと思います。内容はそういうつもりです。

委員長（川村重光君）

十二番。

十二番（苦米地繁雄君）

介護保険の収入ということになりますと、例えば二十一年度を見てみると、ここに百六十三万七千円が誤差があるわけです。二十二年度が百五十七万九百円、そして二十三年が九十四万三千六百円、ことしが七十四万五千円、こういうようにどんどん下がってきておりますけれども、これは介護保険を受けている人が病院に来るのが少なくなつたということなのか、あるいはまたよその町外の病院に行つてしまつてということなのか、この辺の説明がつけばお願いしたいんですが。

委員長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

その部分で減ってきているのは、入院患者等も踏まえてそうなんですけれども、町内で町立病院を利用いただいている高齢の方々、寝たきりの患者の在宅でうちのほうで往診等も兼ねて先生方も行ってもらっているんですけども、やはり高齢と病弱という関係で逆に亡くなる方が多いという事態も遭遇しています。また、新規に出ている方々は、直接病院を利用されないで施設のほうを利用されているようですので、その差が出ていると私らはとらえております。

委員長（川村重光君）

十二番。

十二番（苦米地繁雄君）

病院に来る人が少なくなればなるほどいいとは思っていたんですが、亡くなったり他の施設に入って、よその町外の病院にかかったりというのであれば、何かこう解せないような気もするわけでございます。

それともう決裁、承認いただいているわけですけども、補正予算のほうでもらっていてもう関係ないと言われればそれまでですが、ちよつと間違っているんじゃないかなというところがあるんで、もし訂正するのがよかつたら訂正しておいていただきたいんですよ。

先ほど四名の医者 of 給料を当初取っているわけですが、今も取っているわけですが、それが四百万円、医師給が減額を立てていますよね。なおかつ補正された後も二十九名で計算しているような、あれは二十八名になるのが本当じゃないかなと思います。まず後で見て、訂正するのがよかつたら訂正しておいてください。

以上です。

(発言する声あり)

十二番 (苦米地繁雄君)

二十九名から一名を減じて補正しているわけですよ。そうしたら合計が二十八名になるのが本当でしょう。

委員長 (川村重光君)

暫時休憩します。

休憩 (午前十時三十一分)

再開 (午前十時三十三分)

委員長 (川村重光君)

休憩を閉じて会議を開きます。

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

では、お答えします。

実は、私も医師を募集しているのは、病院は四人とは言われているんですけども、それ以外にも保健所の立ち入り調査等でも指摘を受けています。当時から病院のほうに四人分の給与等の予算をお願いしてきておりますけ

れども、募集しても募集してもなかなかおいでいただけるチャンスがなくて、その都度それにあわせて動いてきたんですけれども、今の補正予算の部分においても一月で締め切っておるんですけれども、まだ二月、三月に来る可能性があります。ということで、それまでに、一月までの部分については減額しますけれども、まだ二月、三月おいでになればという態勢をとっておりますので、人数は今ことしの当初と昨年の補正予算の人数は同じになります。

十二番（苦米地繁雄君）

そうすれば、そういう予定があれば減額するのはまだ早いんじゃないの。

委員長（川村重光君）

暫時休憩します。

休憩（午前十時三十四分）

再開（午前十時三十六分）

委員長（川村重光君）

休憩を閉じて会議を開きます。

ほかにございませんか。

四番。

四番（高坂 茂君）

次項別の十八ページの非常用発電機のところなんですが、昨年の大震災の場合の自家発電、多分停電になったと思いますけれども、入院患者さん等にどういうふうな対応をしたのか。この構築物限界はなかなか面倒くさい専門用語で私わからないんですが、三十七万八千円というのは、これは新規に購入という形じゃないと私は考えますけれども、この償却している費用というふうに考えてよろしいのか。そうした場合は、何年ぐらいもののか、それともまた新たにふぐあいとかを想定した場合、新たな発電機、そういうものも必要なかどうか、そこから辺震災当時の模様からお話いただきたいと思います。

委員長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

それでは、お答えします。

非常用発電機につきましては、震災前の前年に更新しております。そして、三月十一日を迎えて、たまたまそのテストとなったんですけれども、その間当初のまま順調に稼働をしております、その非常用発電機で対応できる部分については不便はございませんでした。

また、更新することによって、今までは燃料タンク、小さいのが、四十リッターぐらいのやつが百七十リッターになりました、うまくカバーして使うと三日ぐらいもちます。ただし、あくまでも非常用電源ですので病院機能すべてを賄えるわけではなく、というのはCITとかレントゲンとか、高圧の電流を使いますので、それには対応できません。あくまでも非常用の部分で中のほうの照明とか、軽微な機械向けです。

そしてあと購入すると医療機器も含め、すべて物品は原価償却を立てなきゃならないんですけれども、その原価償却の期間はこれは十五年ととらえております。ただ、機械物、そしてこれについては当然保証期間を過ぎると順次補修をかけていきますので、病院といえどもやはりずっと長持ちしていただきたいと思います。思っております。

以上です。

委員長（川村重光君）

四番。

四番（高坂 茂君）

医療機関ですので人命に影響のないように、百七十リッターのタンクでも二百リッターでもいいと思いますので、そういう想定外のことも想定して対応していただければと思います。
それで終わります。

委員長（川村重光君）

回答はいいですか。

四番（高坂 茂君）

はい。

委員長（川村重光君）

ほかにございませんか。

七番。

七番（河野 豊君）

十一ページをちょっとお開きください。

貸借対照表が載っております。前年度分ということで括弧書きして、二十四年三月三十一日ということで書いてあるんですけども、まだ三月三十一日が来ていないんですけども、載っているということはこういうことなのかというのが、まず一つ。

それと、資産の部の二の流動資産のところ、現金預金とあって数字を見ますとゼロとなっているんですけども、現金預金がゼロというのは、企業においてはちよつとあり得ない話だと思っております。

それと、未収金が七千七百二十万七千円ですか。かなりの額の未収金というふうになっているんですけども、主なものだけでもよろしいですので、こういうものなのかというのを答弁願いたいと思います。

委員長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

それでは、お答えします。

ここにおいての前年度分、二十三年度分という表現になるんですけども、まだ会計自体は三月三十一日を迎えてはおりませんので、あくまでも推計値、予定値として表記させていただいております。

流動資産の現金預金ゼロというのは、確かにこのところは通常であればそう考えられますけれども、実は病院のほうもどうしても収益上よくないので、その分を立て替えていただいていると。ですので、現金はあくまでもプラスのやつはまだありませんよということですよ。

次の未収金七千七百万円の内訳につきましては、三月三十一日においての部分を見るんですけども、病院としては一般の患者さんのおいでのなれば、国民健康保険、社会保険があるんですけども、その請求をかけて三カ月後にお金が入ってきます。ですので、二月、三月の診療報酬の部分を推計値でやって、ここで五千六百万円あります。それと、病院のほうでもいただいている電源立地地域対策交付金というのがあります。その二十三年度にお

いては概算部分として一月に入ってきましたけれども、まだ残りの部分が一千八百万円ほどあるんですけれども、それが多分五月になるだろうということです。

それと、当病院は国民健康保険の施設ですので、国民健康保険の健康管理事業の部分が五十二万七千円がそれも五月ごろに入ってこようと思っています。それとあとは一般の未納分ということで二百五十万円、合わせて七千七百二十七千円が推計値として予想いたしております。

以上です。

七 番 (河野 豊君)

わかりました。

委員長 (川村重光君)

ほかにありませんか。

十番、山本さん。

十 番 (山本 実君)

十九ページの出資金があるんですが、この他会計出資金についてご説明いただきたいと思えます。

委員長 (川村重光君)

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

それでは、お答えします。

他会計出資金の部分なんですけれども、実はこれは町の一般会計から病院のほうへ繰り出ししていただいている出資金でございます。

以上です。

委員長（川村重光君）

十番。

十番（山本 実君）

そういたしますと、企業会計でありながら病院そのものの経営というようなものは病院の事業だけではやっていけない。したがって、一般会計からの経営に対する補助をいただきたいということなわけですか。そういうような形でこの数字を計上しているという考え方でよろしいですか。

委員長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

ここに盛られている一般会計出資金につきましては、病院を建てた当時の経費でございます。病院というのは独力で建てられればそれにこしたことはないんですけども、町の経営としてこの病院を建てて、その際に国の資金を活用しまして、今に至っているんですけども、その際に国からお借りしたものを町の一般会計からいただいて支払っているという状況、その表記がここになります。

または、病院の運営においても、運営にかかわるものは極力病院独自で対応しているんですけども、それに及ばない、今の病院では賄い切れない部分について町からもまたご助力いただいて、こういう表記になっております。

委員長（川村重光君）

十番。

十番（山本 実君）

わかりました。

まず、採算性がとれるように当然していかなければならないわけでありませうけれども、ただ、公立病院の性格といたつたらいいんでしょうか、そこから申し上げまして、多少の繰出金というようなものはやむを得ないのかなという感じはしております。それはそれとして理解できるわけでありませうけれども、その国内の周辺の公立病院でもよろしいんですけれども、全部が赤字決済をしているかというところを決してそうではない、黒字で運営されているところもあるわけですよ。そういうようなところを見ながら、やはり企業なわけですから、一人一人が経営者という感覚の中で携わっていかねばならないと思うんです。

それともう一つは、よくその利用者からお話は聞こえてくるんですけれども、また聞いたりするんですけれども、非常にこのドクターの対応がよくないというふうなことをたびたび耳にいたします。

以前同様のお尋ねで質問をした経緯があるわけでありませうけれども、そこから比較いたしますと大分よくなったようでありませうけれども、当然ドクターの立場になって考えれば、その言わんとすることは十分理解できるわけでありませうけれども、要は受ける側のほう、その言葉を受ける側のほうからしてみると、怒られた、くられたというふうな言葉に終わってしまうわけでありませう。

つまり何を私は申し上げたいかというところ、そういうふうな部分から患者離れが起きているという現状に目を向けなければならぬと思うんです。病院というものは先ほど年間の利用者数とか、入院者数というふうなものが人数が出てきておりますけれども、これに掛け算いたしますとトータルの収益というふうなものが出てくるわけでありませう。つまり患者数が多ければ多いほど、これは企業の経営として成り立っていくわけですよ。少なければ少な

いほど苦勞するとうふうなことになる。つまりそういうふうな部分で、患者離れが起きている可能性がまだあるのではないのかなという感じをいたしております。

やはり、私はこの病院スタッフ全員、経営者という感覚もなければ、一人一人が経営しているんだ、町民のために働いているんだとうふうなまず考え方がなければ、この病院経営というふうなものは非常に毎回毎回のように一般会計から、どこかからとうふうな形になるのであろうと思うんですね。

ただ、町民の医療確保のためにはこの公立病院というふうなものは絶対必要なわけであります。必要だからこそ建設をしているわけであります。そして、ドクターを雇い、看護師さんを雇い、そのスタッフを雇いしているわけであります。その経営者的な立場にいる方が患者離れが起きるようなことになれば、これはこれは頭をかしげたくなるわけですよ。

町長、いま一度どうですか、全スタッフを目の前にして、今私がお話しした基本的なことをもう一度スタッフの方々にひびき突き合わせてお話をするというふうな機会というふうなものは私は大事だと思っております。それぞれがもう一回基本に返って患者の目線で、病院と患者との信頼関係をもっと密にするような、そういうふうなスタッフの体制をとっていただきたい。でも、非常によくなりましたよ。言葉遣いから態度からよくなりました。もう一歩、もう一歩踏み込んで努力していただきたいと思うんですが、いかがですか。

委員長（川村重光君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、企業会計としての公立病院のあり方から申し述べたいとうふうにあります。

以前、県の医療審議会委員という役も仰せつかってやってきたことがあります。本質的な民間という比較論の中でよく出てまいります。そのことからいきますと、はっきりと採算がとれている公立病院が存在しているとは私は県内にはないというふうにとらえています。

弘前の市民病院の院長先生や皆さんとお話をしていて、これは今ご質問がありました資本金の部分、それらのことをわきに置いて単年度で見れば黒字というところはございます。しかし、プールして本当の総体的な経営というところからいきますと、青森県内の公立病院ははっきり申し上げて将来性もどうなのかと、これちよつと言い過ぎかもしれません。今のシステムの中では難しいという、その発言をいたしました。そうしましたら、大方の先生方、院長先生や皆さんがおっしゃったのは、これはやっぱり制度上に地方との現状とのバランスがおかしいところがあるんじゃないかというふうなお話にもなつたことがあります。

しかし、定めであつて、今までどおりのルールがある以上は、これがあつていけないからよくないと言われればそうかというふうに受けざるを得ない。それが青森県の現状なのかなというふうに思っています。

これは、赤字であることを自分で正当化するために申し上げていることではなくて、もちろん単年度でもいいです。その経営というものを今ご質問があるように努力していかなければならないというふうに思っています。

しかし、管理者であるこちらのほうもそれなりの意思、また後ほど申し上げますが、その対応に、接客にかかわる意味の前に医療内容という部分をどういうふうに整えていくかということになりますと、どうしても高額な出費が伴ってくるというところ等もございます。それも単に建て増しをすればいいということではなくて、その中に備わる部分やいろいろなものとなりますと、その範囲は一気に拡大していくというのが病院でございますので、なかなか思つても言えないで来たことがありますので、これからはもつと的確に判断しながら経営という部分を考えていくように私も努めてまいりたいというふうに思っております。

この出資金にかかわる、出資にかかわる部分等は今まで病院を設置しての経過でございますので、私どもは今年になってきても義務を果たして、しっかりとあとを整理していくようにしてあげたいものだなというふうな思っておりますので、まずこの出資金とか経営全体にかかわる部分のご理解いただきたい。

いつも不思議に思うのは、地方の不採算部門の医療を担いという言葉がよく出てきます、公立病院は。そうしろということじゃないんですが、結果的に言葉の中にもう既に不採算部門という、地域の不採算医療を担いという言葉が出てまいります。それがまかり通っているというのが日本のルールの中でございますので、これは摩訶不思議なことだなというふうに思っておりますが、これからの時代において、厚生省を含め国のほうも地方の医療という部分はどういう意味を持って存在するのかという考え方は徐々にそのうちに変わってくるのではないのかなというふうには思っております。

ただ、私どもとして身近な医療、そこで今ご質問がありました地域の人たちとの接し方、またあり方、その中であって、大方の方々には病院があつてありがたいとは言いつつも、やはり人間は感情というのはあります。その気持ちの中で、心地よい気持ちでもって、せっかく体調も悪くて病院来られるわけですので、そういうふうに接しながら、診療を受けながら、来てくれる病院に努めなきゃいけないと思ひますので、改めて今どこそこで集めてやるかは言いませんが、今体制も整いますので、少なくとも人的な意味合いでの欠けた状況がない、整った体制の中で、今ご質問がありましたような趣旨を関係者の人たちにお話をする機会を設けて、努力してまいりたいというふうに思っておりますので、今しばらくお時間をおかしたきたい。

ただ、なかなか医者がふえていきなり四分の一がふえるというものでもないものですので、医療の存在という部分を私どもとしてはある程度の負担をしつとも町民のために絶対確保すると、そしてこういうふうに出資はしておりますが、繰り出しの場合もあります。しかし、そのことは私たちの社会インフラの整備の一環であるというところえ方で私自身はやっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

話が長くなつて申しわけないんですが、四千八百万円という地域医療にかかわる部分は、電源関係のほうから来ております。確かにこれが欠落すると、実際ちよつと病院の会計のあり方をどうするかということもあるやもしれませんが、今のところそちらのほうにかかわる、なくなるだろうとかという話はございませんので、当分の間は問題ないと、このままでの歳入を見込みを立てながらやっていけるのかなというふうに思っております。逆にこれが定着していることが強化にもなっているのかなというふうには思っております。

以上でございます。

委員長（川村重光君）

ほかに質疑ありませんか。

一番。

一 番（杉山茂夫君）

一番最後の二十ページの支出、一款の区分で備品購入費というマルチスライスCTほかとあるんですが、これはその前のページの十九ページに補助金ということで、備品購入補助ということで県から三千三百万円を受けて、そしてその新しい医療機械を購入した、設置したということだろうと推測をしますが、事務方の皆さんの数字の部分のそれはいいんですけども、新しい事業とか、あるいはそういう一つの設備投資したとか、そういった部分について、数字というよりもその中身を説明していただければというのが、特に私新人議員の部分で非常に感じているところであります。

例えば今のマルチスライスCTということで、新しいやっぱり医療というのはお医者さんもそうですけれども、医療機械、新しい機械、あるいはこういうことの今度は診察ができるようになった、あるいは精度がよくなった、そういうことについての、それでやはり病院の医療上の医療行為がまたよくなるということを町民の皆さん、あるいは私らにも、そういったことを通じてやはりアピールすることは非常に必要なかなという気がしております。そういった意味で、今の例えばマルチスライスCTというのは、今既存の例えばCTのほか購入したものなのか、あるいはそれをもっといい機械にしたとか何か、あるいはこういうことができなかつたのでこういうものが必要で、そしてそのことによってやっぱり医業収益にも通じるものなのか、そういうことの部分をちよつと質問したいと思います。

以上です。

委員長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

今、当院のほうで予定していますマルチスライスCTなんですけれども、今現用はヘリカルCTと申しまして、その機械自体は今年十二年目になるうとしています。通常医療機器の部分については、償却等を考えると七年、八年でもう早いところは次世代へ交代します。ただ、それを先生方も協力しながら、今までようやくもってきたという現状があるほかに、今まで使っていたヘリカル式というのは、CTというのは人の体を輪切りにして、そしてその状態を見ていくものなんですけれども、らせん状に撮影していく関係上、それにかかる時間、それが今私も予定しているマルチにすれば半分以下になるそうです。時間が短いというのは何かというと、人体に与える放射線の照射時間が短くなりますので、健康上にも非常にすぐれております。そうしてそこで撮影する情報量も格段に伸びるそうですので、解像度がアップします。先生方の正確な診療に寄与するものです。

また、あともう一つ、CTの撮影において、病院の収入において加算が付きまします。今までのヘリカルだと加算はないんですけれども、私どもが予定しているCTはタイプでいくと十六列を想定しているんですけれども、一件当たり九千円が付きましますので、その部分でもかなり有利になりますので、そういうことを踏まえて現場の技師、それから医師の方々等入って協議している最中でございます。

財源は、町長が今申しました電源立地地域対策交付金を予定しております。以上です。

委員長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、電源立地と言いましたが、医療費とはまた別のほうでの事業としてこの医療機器を備えるほうに向けたというところでございますので、ご理解いただければと思います。

それから、実際は今説明したとおりなんですありますが、今まで電源がだめになって新しいものがなくて、別のほうから探してきて、急場しのぎでやったりして使っていました。今、新たにもうこのCTスキャンですね、要するに、これを新しく、もうそろそろ限度だなということもありまして、予算もそのような方向から向けまして、よりよい正確に精度の高いものに切りかえようということにしまして、マルチスライスCTスキャンというものにするということにいたしましたので、好きでというよりは、去年電源が全然だめになりました同じ機材を買うというわけにもいかないし、その球を業者あちこち当たりまして探しまして、交換して使ってきたという経緯もございましたので、より安定して診察をしてあげるようにということで、このような機材にしたということでございます。

委員 長（川村重光君）

一番。

一 番（杉山茂夫君）

そういった意味で、高度な医療機器というものの投資というのは非常に大事だと思います。またそのことを町民の皆さんにもアピールするような形で、そしてできるだけ町立病院を皆さんご利用できるといいう形がよろしかろうと思つて、今の説明でよくわかりました。ありがとうございます。

委員 長（川村重光君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第十九号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。
十分まで休憩いたします。

休憩（午前十一時三分）

再開（午前十一時十一分）

委員長（川村重光君）

休憩を閉じ、引き続き会議を開きます。

議案第二十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長（下田正幸君）

それでは、議案第二十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。
議案書の六十九ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を三億四百七十六万八千円と定めるものです。前年度と比較しますと〇・六%の減となりました。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算のとおりであります。
次に、債務負担行為は定めにより債務を負担することができる事項、期間、限度額を第二表のとおり定めるものです。

地方債は、定めにより起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第三表のとおり定めるものです。

一時借入金については、一時借り入れの最高額を一千万円と定めるものとございます。

歳出予算の流用は、定めにより歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次の（一）のとおり定めるものです。

それでは、款項の内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳入からご説明いたします。

三ページをお開きください。

なお、説明の中での増減率は平成二十三年度当初予算との比較であります。

一款分担金及び負担金、一項負担金については、受益者負担金として前年度より五七・八％減の三百六十万一千円を計上いたしました。

二款使用料及び手数料、一項使用料については公共下水道使用料として前年比八・一％減の二千六百九十八万円を、二項手数料については排水施設検査手数料等で九万一千円を、それぞれ計上いたしました。

次のページ、三款財産収入、一項財産運用収入については、下水道事業整備基金利子として二万六千円を計上いたしました。

四款繰入金、一項他会計繰入金については、一般会計より二億五千六百二十七万四千円を計上。

二項基金繰入金については、下水道事業整備基金より九百二十九万二千円を計上いたしました。

五款繰越金、六款諸収入については、科目の設定でございます。

七款町債、一項町債につきましては八百五十万円を計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

七ページをお開きください。

一款事業費、一項総務管理費については、一〇・三％減の五千二百五十万八千円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、人件費、物件費のほかに、委託料に水質検査業務ほかで百四十四万六千円を計上。負担金補助及び交付金に馬淵川流域下水道維持管理負担金ほかで二千九百六十五万九千円を計上。

次のページの公課費に消費税納付金として九百二十九万二千円を計上いたしました。八ページをごらんください。

二項建設事業費については、九・九%増の二千三百二十六万円を計上いたしました。人件費のほか、委託費に下水道法事業認可変更業務委託ほかで四百三十八万九千円、工事請負費に公共ます設置工事ほかとして二百四十万円を計上、負担金補助及び交付金に馬淵川流域下水道事業負担金として八百五十六万八千円を計上いたしました。

二款公債費については、長期資金の元利償還として〇・九%増の二億二千九百万円を計上いたしました。以上で、議案第二十号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

四番。

四番（高坂 茂君）

たびたびすみません。

三ページ、数字についてはもう大体よくわかりますけれども、この項目の一番の受益者負担金とありますけれども、これが五七・八%ですか、減になっていますけれども、この内容についてお教えいただきたいと思えます。

委員長（川村重光君）

下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

受益者負担金につきましては、整備された区域の土地に対して受益者負担金として利用される方をお願いいたします。それで、二十三年度においては下水道区域の計画の全体見直しをしようということで、二十三年度については整備の工事はしておりません。その関係で、新たな地域の整備区域が広がっておりません、できておりませんので、受益者負担金の発生というのはいけません。

それで、現在継続である分については三年間とかと分割にできる部分がありますので、その分は引き継いでくるんですが、新たな受益者負担金の発生がないということで、こういう形の減額になっております。以上でございます。

委員長（川村重光君）

四番。

四 番（高坂 茂君）

いまいちちよつと内容がわかりませんが、これは下水道料金に、これは利用者に料金として支払われているのか、それとも、これから下水道事業を地域にこれからやろうとしているところから負担金として徴収するということなのか、そこら辺がちよつといまいち理解できませんので、よろしく願います。

委員長（川村重光君）

課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

受益者負担金ということなんですけれども、使用料とは別に管を引つ張って、その場所に家を建てて、もう下水道に接続できますよという形のところの土地に対して賦課する負担金でございまして、その理由といたしましては、その整備によってその地域が環境が改善されて、未整備地区に比べて利便性、快適性が増すわけなんですよ。著しく向上しますので、その結果としてその地域の資産価値が増加するため、不公平さを緩和するために受益者負担金は整備した地域に対して賦課しているもので、使用料とはまた別個のものでございます。

委員長（川村重光君）

町長。

町長（吉田 豊君）

受益者負担でございしますが、公共下水道でございします。それが整備されて供用開始、もうこの地域は使えますよと、そういうふうになりますと住宅にかかわるそのエリアの面積に応じて、そこに一時金というか、一回だけですが、あなたのところは今説明したような形の中でこうなりましたので受益者負担金を払わなきゃいけませんよというふうに都市計画を含め、定めの中にありまして、それを請求するということになります。

ですから、公共下水の拡大を行っていないというのがありますので、まだそれが一回に全部払えではなくて、分割してもという部分等もありますので、その分がこういうふうに残っているということ、これからもし工事をやっつて供用開始が次から次ともし出てくるのであれば、この金額はまた変わってきますけれども、現段階ではもう受益者負担を取るエリアの拡大はなされておりませんので、こういうふうに金額的に減っていくということになります。

これはたしか農集排は分担金だよね。この受益者負担というのは、あくまで今言ったような土地の価値、価値と
いうのはお金かどうかわからないんですが、利便性の便のいい場所になりましたよということ、そういうふう
に賦課することになっておりまして、その金額がこの受益者負担というやつでございます。ですから、そのエリアが
広がらないので、こういうふうになったというふうにご理解いただければというふうに思いますが、よろしいでし
ょうか。

委員 長（川村重光君）

四番。

四 番（高坂 茂君）

よくわかりました。

ということは、公共的な下水道事業はもうやめて、この前合併槽ですか、そういう事業に向かせていくという意
味で、こういうふうになんか負担金が減って当然というふうにご理解してよろしいでしょうか。

委員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

おっしゃるとおりでございます。

今、ご質問のとおりでございます。合併浄化槽はまた別に協力はしますが、あれは受益者負担というのは出てこ
ない、それぞれの事業の管理は出てまいります、こういう公共下水エリアとは違ってまいりますので、今後はこ
れを実施しない限りにおいては出てこないということになります。

委員長（川村重光君）

ほかにありませんか。

八番。

八番（円子徳通君）

八ページの馬淵川流域下水道維持管理負担金というのにお尋ねします。

この負担金はこの流域、八戸、多分奥入瀬町、六戸町で負担していると思うんですが、この負担の算定になるものの根拠というんですか、使用料でいつているものか、または実際使っている世帯数でいつているものか、それも流域面積でいつているものか、どういった内容でこの負担金というのは決まっているものか、お尋ねしたいと思います。

委員長（川村重光君）

暫時休憩します。

休憩（午前十一時二十四分）

再開（午前十一時二十五分）

委員長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

失礼いたしました。

八ページの負担金についてご説明いたします。

この負担金につきましては、流下水量に基づいて案分しておりますので、その水量に基づくものでございます。以上でございます。

委員長（川村重光君）

八番。

八番（円子徳通君）

そうすれば、六戸のこの流域下水道で使った分が全体の割合で、その比率でこの負担金が来るんですね。この流域下水道ってどのぐらいじゃ全体枠で使っているものでしょうか、今わからなくてもいいんですが。

私ちよつとこの負担金の算定もさることながら、この流域下水道についてどういう仕組みでお金がかかっているのかというのを、前ちよつと疑問に思ったことがあります。と申しますのは、これは本当は県のほうでやっている事業、県のほうが主体になっているんですね実際のところは主体が。ところが負担はすべて市町村で賄っていると、その職員は全部県の職員から来てやっていると、その辺がちよつとおかしいのではないかなと疑問に思ったことがあるんですが、その辺のところはどうなっているのかちよつと知りたいなと思っておりますが、答えられますでしょうか。予算とは関係ないので、却下してもいいんですが。

委員長（川村重光君）

許します。

答えられる範囲でお願いします。

八 番 (円子徳通君)

わかる範囲でいいです。私の疑問に素直に答えていただければ助かります。

委員長 (川村重光君)

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

前段のほうの水量の関係ですけれども、関係市町村で使用している水量としては四百六十万四千立米、それで、六戸町からの、これは何かのデータで二十四年度の見込みですので、見込みとして二十七万二千立米、率としては五・九％の割合で六戸町が負担金を負担しているという形になって、予想としてそういう予算を計上しております。それとで後段のほうの質問に関してはちよつと今資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

八 番 (円子徳通君)

わかりました。

委員長 (川村重光君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十一号 平成二十四年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

議案第二十一号 平成二十四年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の七十五ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を一億三千五百万円と定めるものです。前年度と比較しますと四・八%の増となりました。歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算のとおりであります。

款項の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳入からご説明いたします。

三ページをお開きください。

一款分担金及び負担金については、受益者分担金として前年度と同額の三万円を計上いたしました。

二款使用料及び手数料、一項使用料は排水使用料ほかで一千二百八十三万五千円を、二項手数料は二万九千円を計上いたしました。

四ページをお開きください。

三款繰入金については、一般会計より昨年度より五・二%増の一億一千七百十五万三千円を計上いたしました。

四款繰越金及び五款諸収入については、科目の設定でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

五ページをお開きください。

一款事業費、一項総務管理費については、金矢地区、七百地区、岡沼地区のそれぞれの処理場管理費を主体に、昨年度より二六・四%増の二千四百十五万円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、物件費のほか、委託料に金矢、七百、岡沼処理場及びマンホールポンプ維持管理業務ほかで六百九十一万四千円を計上、工事請負費にマンホールポンプ修繕工事ほかで三百十万円を計上いたしました。

六ページをお開きください。

二項建設事業費については、工事請負費に公共ます設置工事ほかで九十万円を計上いたしました。

二款公債費については、元利償還分として一億五百万円を計上いたしました。

以上で、議案第二十一号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十一号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十一号 平成二十四年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十二号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それでは、ご説明申し上げます。

議案第二十二号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案の七十七ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を十一億九千五百一十一万九千円と定めるものであります。これは前年度比一九・七%の増額となりました。

第一条は予算の総額を定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第一表歳入歳出予算によるものであります。

第二条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。それでは、まず最初に歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の三ページをお開きください。

一款保険料、一項介護保険料では、第一号被保険者保険料として一億九千九百五十七千円。

四ページをお開きください。

五款国庫支出金、一項国庫負担金に給付費負担金として二億三百二十八千円、同じく二項国庫補助金に調整交付金等として一億四百一十六千円。

六款支払基金交付金、一項支払基金交付金に介護給付費等交付金として三億二千五百五十七千円。

七款県支出金、一項県負担金として一億五千五百七十八万三千円。

七ページをお開きください。

九款繰入金、一項一般会計繰入金に一億九千六百五十九万一千円、それぞれ計上いたしました。次に、歳出についてご説明申し上げます。

九ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費に給与等として四千百五十八万九千円。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費に居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス給付費等として九億七千九百四十九万三千円、同じく二項介護予防サービス等諸費に介護予防サービス給付費等として四千五百五十万二千円。

十四ページをお開きください。

同じく四項、高額介護サービス等費に二千三百二十六万四千円、同じく六項特定入所者介護サービス等費に五千二百四十万四千円。

十六ページをお開きください。

五款地域支援事業、一項介護予防事業費に一千八百四十万二千元、同じく二項包括的支援事業に一千六百五十五万七千元をそれぞれ計上いたしました。

以上で議案第二十二号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

五番。

五番（下田敏美君）

十七ページ、地域支援事業の委託料ですが、四百七十三万二千元、非常に年寄り、私も六十五歳ですが、高齢者ですけれども、評判がいいです。楽しみだということ聞いています。

ただ、北方の人は町民バスに乗って道の駅へ集合、そうすれば町民バス百円と百円、二百円かかるわけです。

モリランドへ行くには、南の人はその送迎バスに乗って来るものですからただだ。だから、やっぱり百円か二百円の問題ですけれども、非常に不公平感を感じるという声があるんですよ。

私も説明を求められたんですが、なかなか説明しにくくて、今聞こうとしたんですが、その辺どうですか。

委員長（川村重光君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、お答え申し上げます。

最初の予定では、北のほうにも温泉施設がありまして、そちらを利用するというところで、最初にじゃ試行的にやってみようということで一応始める予定で予算化してやってきたんですけども、施設側のほうがどうしても開業できないということから急遽モリランドのほうに変更したために、北のほうの方々がモリランドに来るためには交通手段としては町民バスしかありませんでした。それで、何とかその町民バスを利用して来ていただけないかというところでお話ししながら現在までやってきておるんですけども、確かに片方は送迎バスが今現在はバスセンターのところから出ていますけれども、そのところろに集まれば、そこからモリランドに関しては送迎のバスに乗っていける。ただし、今後はそういう北のほうの方々のことを考えると何かの手を考えなきゃならないのかなということがありますので、検討していきたいと思っておりますので、もうちょっとお時間をいただければと思います。

委員 長（川村重光君）

五番。

五 番（下田敏美君）

わかりました。もう少し我慢しろということでもいいかと思えます。

ただ、町長、もう一つ確認したいのは、とにかく継続してほしい、すごく評判がいいですから、この事業は継続してほしいということをお願いして質問を終わります。

委員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

お褒めというか、理解していただいて大変うれしく思います。ただ、この扱いにおきまして、実際に、最初は七百の、あそこが一番最初でプランを考えたというのもありましたから、今、課長が説明したとおりでございます。課題としてとらえておりますので、担当課が検討すると言いましたから、その是正しながら、より皆さんに活用してもらい、利用してもらえようように努めてまいりたいと思います。

委員長（川村重光君）

ほかにありませんか。
四番。

四 番（高坂 茂君）

最後の質問になります。

下田委員からの関連になりますけれども、十七ページの先ほどの委託料の件、それとその上の十六ページの委託料、二次予防事業費ですか、この一次と二次の違いの説明をお願いします。

それから、二次予防の特定高齢者把握事業、それから通所型介護予防事業、この委託料というのは、金額が記載されないというふうに私はとらえていますけれども、もう前もって予算化されていますので、この違いはどういうことか、その二点。

まだあります。その次のページ、十八ページ。これも委託料になります。これは、今度は任意事業費、食の自立支援事業。食、食えることですよ、この内容。

それから、その下のほう、五款三項の、これも委託料になります。ここは金額は入っていませんけれども、新予防ケアプラン作成業務。ケアプランですから、これは専門業者が入っていると思いますけれども、どういった観点

でこの業者を選定しているのか。金額なのか内容なのか、そういったところをざっくりばらんでいいんですけども、後学のためにお教えいただきたいと思えます。

委員 長（川村重光君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、お答え申し上げます。

一次予防に関しては、介護にならないための運動を、もしくは体操とか、そういうのをさせて一次予防ととらえてやっております。それから二次予防に関しては、ある程度介護が必要になってくる方々がおります。それから、介護の認定を受けた方もおります。その方々がひどくならないように、できれば現状維持をしていたいただきたいというところから、一次予防、二次予防というふうな形で分けております。

それから、委託料のほうの特定高齢者把握事業なんですけれども、これに関しては、この特定高齢者把握事業に関しては社会福祉協議会のほうに委託して、町内の高齢者の方々全世帯を対象にするんですけれども、今現在は三年の計画で進めておりますので、実際は今現在は三分の一という形で把握する事業でございます。これでは、では、どういふふうな状況にあるのかというところもちょっと詳しく入る形になっております。

それから、委託料に金額の入ってあるもの、入っていないものとあるんですけれども、これに関しては二十四年度で計画している委託料についてなんで、今後入札にかかわるものがありますので、あえて金額は除いております。すみません、失礼いたしました。

先ほど話をしたのは、入札という話をしましたけれども、今の金額の入っていない部分に関しては、入札をしないで随契で持っていく予定でありますので、金額は明記してございませんということでした。大変失礼いたしました。

すみません、訂正します。

金額が入っているものは随契の契約で持つていく考えのもので、金額が入っていないものは入札するという形になります。大変申しわけございません。

食の自立支援ということなんですけれども、これはひとり暮らし、もしくは高齢者世帯の中で調理ができないという方々がございまして、配食のサービスというふうな形になっております。これは、社会福祉協議会のほうにお願いして、毎回の給食を届ける事業になっております。

以上です。

委員長（川村重光君）

休憩いたします。

休憩（午前十一時四十五分）

再開（午前十一時四十七分）

委員長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

通所型介護予防事業ということなんですけれども、この事業に関しても社会福祉協議会のほうに委託をしてやっている事業で、今現在やっているのは元気アップ教室ということで、運動機能、要するに歩くにちよつとまだふ

だんだんどおり歩けないとか、それから腰が曲がってちょっと歩きづらいつつとか、それから口、鼻、呼吸器等がちょっとまだ不自由しているという方々に対して運動させる、それで機能をちょっと回復してもらって予防してもらうというふうな形の事業になります。あと、そのほかにお出かけ教室と、二つを委託しながら事業を行っています。以上でございます。

委員長（川村重光君）

四番。

四 番（高坂 茂君）

すみません、質問の中身がちよつとわからなかったと思いますけれども、この十八ページのこれも食の自立支援事業、似たような多分内容だと思います。ということ、ここは社会福祉協議会がやっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

なお、その次の新予防ケアプラン作成業務ですが、これは社会福祉協議会ではできないわけですか。簡単でいいです。

委員長（川村重光君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

ケアプランの作成業務の委託なんですけれども、今現在新たに介護予防とか、それから介護度がつく方がおります。その方々のプランをつくってもらうために委託するものであって、各施設の方々にケアマネジャーという方がおります。その方々に一件幾らという形で委託しております。

今現在包括支援センターは役場の中にありますけれども、今いる職員の中でどうしても手に負えない件数になってきておりますので、それぞれの施設のほうにお願いしながら作成しているものでございます。

委員長（川村重光君）

四番。

四 番（高坂 茂君）

三回目ですので、本当最後になります。

予防介護というんでしょうか介護予防というんでしょうか、介護保険料も年々上がってきておりますということ、いろいろな事業というのはこれから差し迫ってやっていかなきゃならない、そういうふうに思います。そういうことで、介護保険料は年々上がっておりますけれども、少しでも抑制するためにもこの介護予防事業、こちらのほうをもっと真剣というと言葉は悪いんですけども、健康で長生きできる、そういう六戸町でありたいなと思っておりますので、ひとつ真剣に取り組みをお願いして、最後の質問になります。ありがとうございました。

委員長（川村重光君）

回答は。

四 番（高坂 茂君）

いいです。

委員長（川村重光君）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十二号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十二号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、議案第二十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。
議案書八十一ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は一億三百七十八万五千円と定めるものであります。

第一条は予算総額を定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第一表歳入歳出予算に
よるものであります。

まず最初に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書、三ページをお開きください。

一款後期高齢者医療保険料、一項後期高齢者医療保険料に五千二百六十一万五千円。

三款繰入金、一項繰入金に一般会計繰入金として五千六十四万四千円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

五ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費に一千八百二十三万七千円。

六ページをお開きください。

二款分担金及び負担金、一項広域連合負担金に保険料負担金として八千五百二万二千元を計上いたしました。

以上で、議案第二十三号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりまりましたので、これより質疑を受けます。
議事進行上、歳入及び歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十三号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第二十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十四号 平成二十四年度六戸町霊園事業特別会計予算を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

議案第二十四号 平成二十四年度六戸町霊園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の八十四ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を九百七十七万八千円と定めるものです。前年度と比較しますと二・八%の増となりました。次に、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は第一表歳入歳出予算のとおりであります。

款項の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳入からご説明いたします。

三ページをお開きください。

一款使用料及び手数料、一項使用料については、霊園使用料等で百六万五千円を計上し、二項手数料は科目設定であります。

三款繰入金、一項一般会計繰入金については、昨年度比較五四・二%増の八百七十一万二千円を計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

五ページをお開きください。

一款事業費、一項総務管理費に九百七十七万八千円を計上いたしました。
主な内容といたしましたしては、物件費のほか、委託料に霊園清掃管理業務ほかで七十一万三千円を計上、償還金
子及び割引料に長期資金元利償還金として八百七十六万二千円を計上いたしました。
以上で、議案第二十四号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。
議事進行上、歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十四号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十四号 平成二十四年度六戸町霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。
以上をもちまして、当予算特別委員会に付託されました平成二十四年度予算関係議案八件の審議がすべて議了いたしました。

審議の結果は、いずれも原案可決であります。

つきましては、三月九日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この二日間各委員のご協力により予算特別委員会委員長の職務を果たすことができました。心から厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会(午前十一時五十八分)

六戸町議会委員会条例第二十六条の規定により署名する。

平成 年 月 日

六戸町議会予算特別委員会委員長